

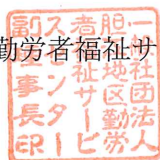
一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター 告示第1号

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター定款第7条第7項及び第8項の規定による代議員補欠選挙を行う。

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター選挙規程第4条の規定による代議員の補欠選挙手続きは、次のとおりである。

令和3年4月1日

一般社団法人胆江地区勤労者福祉サービスセンター
理事長 小沢 昌記



- 1 選挙すべき人数 現在選出されている代議員の補欠に係る員数
- 2 補欠代議員の任期 任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
(令和3年度定時総会から令和6年度に実施する代議員選挙の時まで)
- 3 選挙への立候補 定款第7条第4項の規定に基づき、団体会員及び個人会員は自薦及び他薦ともに代議員選挙に立候補することができる。
- 4 立候補の届出 令和3年4月1日午前10時から令和3年4月15日午後5時までに事務局へ届出する。
- 5 選挙事務 選挙事務は、事務局において行う。
- 6 選挙の方法及び当選者の決定
 - (1) 立候補者数が補欠代議員選出数以下の場合は、投票は行わず、全員を当選とする。
 - (2) 立候補者数が補欠代議員選出数を上回る場合は、郵送による投票を行うこととし、選挙人(団体会員及び個人会員)は、立候補者一覧表の中から信任する候補者1名を投票用紙に記入し、事務局に提出する。
 - (3) 投票期間は、令和3年4月19日から4月26日(正午必着)までとする。
 - (4) 得票数の多い順に当選とし、得票数が同じ者については、厳正な抽選を行い、当選者を決定するものとする。